

第3編 特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

第1章 特別の教科 道徳

第1節 目標及び内容

【教解 P524】

小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章または中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、本章第2節に示す特別支援学校における配慮事項によるものとする。

第2節 特別支援学校における配慮事項

指導計画の作成と内容の取扱いについては、次の事項に十分配慮する必要がある。

- (1) 児童生徒が自己の障害についての認識を深め、自ら進んで学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高める。
- (2) 児童生徒は、個々の障害の状態により、結果として様々な経験の不足が課題になることがあるため、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の指導との関連を密にしながら、経験の拡充を図ることによって、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳性が養われるように指導する。
- (3) 知的障害のある児童生徒の指導に当たっては、個々の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際、児童生徒の学習上の特性から、児童生徒の理解に基づく、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であるため、実際の体験を重視することが必要である。

「道徳の内容」の学年段階・学校段階の一覧表（小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領〔平成 29（2017）年 3 月〕）

	小学校第 1 学年及び第 2 学年（19）	小学校第 3 学年及び第 4 学年（20）
A 主として自分自身に関すること		
善悪の判断、 自律、自由と責任	(1) よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。	(1) 正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。
正直、誠実	(2) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。	(2) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。
節度、節制	(3) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする	(3) 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする
個性の伸長	(4) 自分の特徴に気付くこと。	(4) 自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。
希望と勇氣、 努力と強い意志	(5) 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	(5) 自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。
真理の探究		
B 主として人との関わりに関すること		
親切、思いやり	(6) 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	(6) 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。
感謝	(7) 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。	(7) 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。
礼儀	(8) 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。	(8) 礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。
友情、信頼	(9) 友達と仲よくし、助け合うこと。	(9) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。
相互理解、寛容		(10) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。
C 主として集団や社会との関わりに関すること		
規則の尊重	(10) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。	(11) 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。
公正、公平、 社会正義	(11) 自分の好き嫌いにとらわれないで接すること。	(12) 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。
勤労、公共の精神	(12) 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	(13) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。
家族愛、 家庭生活の充実	(13) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどを	(14) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。
よりよい学校生活、 集団生活の充実	(14) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。	(15) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。
伝統と文化の尊重、 国や郷土を愛する態度	(15) 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	(16) 我が国や郷土の伝統と文化を大切に、国や郷土を愛する心をもつこと。
国際理解、国際親善	(16) 他国の人々や文化に親しむこと。	(17) 他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること		
生命の尊さ	(17) 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。	(18) 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。
自然愛護	(18) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。	(19) 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。
感動、畏敬の念	(19) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	(20) 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。
よりよく生きる喜び		

小学校第5学年及び第6学年（22）	中学校（22）	
(1) 自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。	(1) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。	自主、自律、自由と責任
(2) 誠実に、明るい心で生活すること。		
(3) 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。	(2) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。	節度、節制
(4) 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。	(3) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。	向上心、個性の伸長
(5) より高い目標を立て、希望と勇気を持ち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。	(4) より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。	希望と勇気、克己と強い意志
(6) 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。	(5) 真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。	真理の探究、創造
(7) 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。	(6) 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。	思いやり、感謝
(8) 日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。		
(9) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。	(7) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。	礼儀
(10) 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。	(8) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。	友情、信頼
(11) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。	(9) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。	相互理解、寛容
(12) 法やまじりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。	(10) 法やまじりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。	遵法精神、公德心
(13) 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。	(11) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。	公正、公平、社会正義
(14) 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。	(12) 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。	社会参画、公共の精神
	(13) 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。	勤労
(15) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。	(14) 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。	家族愛、家庭生活の充実
(16) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。	(15) 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。	よりよい学校生活、集団生活の充実
(17) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。	(16) 郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。	郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
	(17) 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。	我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度
(18) 他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。	(18) 世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。	国際理解、国際貢献
(19) 生命が多くの人々のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。	(19) 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。	生命の尊さ
(20) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	(20) 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。	自然愛護
(21) 美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。	(21) 美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。	感動、畏敬の念
(22) よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。	(22) 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。	よりよく生きる喜び

第2章 外国語活動

第1節 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

1 目標及び内容 【教解 P526】

小学部における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、本節2に示す特別支援学校における配慮事項によるものとする。

2 特別支援学校における配慮事項

指導計画の作成と内容の取扱いについては、次の事項に十分配慮する必要がある。

- (1) 個々の児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮して、適切な指導内容の精選に努めたり、重点の置き方等を工夫したりする。
- (2) 障害を有しているため、外国語を用いたコミュニケーションにおいても、様々な困難が生じる場合があることから、自立活動との関連を図りながら指導する。例えば、コミュニケーション手段の選択と活用に関わる指導や、児童の好きなことや得意なことを取り上げ、達成感や成功感を持たせる指導などの自立活動の指導と関連させながら外国語活動の指導に取り組むことが考えられる。

第2節 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

1 目標及び内容 【教解 P529】

(1) 目標

外国語活動の目標は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領において、次のように示されている。

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語や外国の文化に触れることを通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	
知識及び技能	外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気付き、外国語の音声に慣れ親しむようにする。
思考力、判断力、表現力等	身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う。
学びに向かう力、人間性等	外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語への関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

(2) 内容

コミュニケーションを図る素地となる資質・能力について、児童の障害の状態によっては聞くこと、話すことの言語活動が困難である場合もあるため、外国語や外国の文化に触れることを通して育成する。

2 指導計画の作成と内容の取扱い 【教解 P538】

(1) 指導計画作成上の配慮事項

外国語活動においては、言語やその背景にある文化に対する関心をもつよう指導するとともに、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を行う際には、英語を取り扱うことを原則とする。

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮する。

- ① 単元や題材など、内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。その際、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、コミュニケーションのよさを感じながら活動を行い、英語の音声や語などの知識を、二つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図る。
- ② 外国語活動の指導を行う場合は、第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図る。
- ③ 主として言語や文化に関する内容の指導については、コミュニケーションに関する内容との関連を図るようにする。その際、言語や文化については体験的な理解を図ることとし、指導内容が必要以上に細部にわたったり、形式的になったりしないようにする。
- ④ 指導内容や活動については、児童の興味や関心に合ったものとし、国語科や音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高める。
- ⑤ 授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法を工夫する。
- ⑥ 音声を取り扱う場合には、視聴覚教材を積極的に活用する。その際、使用する視覚教材は、児童、学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。
- ⑦ 道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、道德科の内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導を行う。

(2) 内容の取扱い

内容の取扱いについては、次の事項に配慮する。

- ① 外国語でのコミュニケーションにおいては児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場を設定する。
- ② 外国語のコミュニケーションにおいては、聞くこと、話すことに関する言語活動を中心とし、文字については、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして取り扱う。
- ③ 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解できるようにする。
- ④ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにする。

第3章 総合的な学習の時間

第1節 目標及び内容

【教解 P546】

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章または中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、本章第2節に示す特別支援学校における配慮事項によるものとする。

第2節 特別支援学校における配慮事項

指導計画の作成と内容の取扱いについては、次の事項に十分配慮する必要がある。

- (1) 個々の児童生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用する。
- (2) 体験活動に当たっては、児童生徒、教職員、外部の協力者などの安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮する。また、小・中学校等との交流及び共同学習を通して体験的な学習などが展開できる場合もあるため、学習活動に応じて、適切に交流及び共同学習を行うようにする。
- (3) 知的障害のある児童生徒の指導に当たっては、各教科等の学習で培われた資質・能力を明確にし、それらを総合的に関連付けながら、個別の指導計画に基づき、一人一人の具体的な指導内容を設定することが大切である。また、主体的・協働的に取り組めるようにするために、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮しながら、単元等を設定し、生徒が自らの課題を解決できるようにする。

第4章 特別活動

第1節 目標及び内容

【教解 P548】

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章または中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、本章第2節に示す特別支援学校における配慮事項によるものとする。

第2節 特別支援学校における配慮事項

指導計画の作成と内容の取扱いについては、次の事項に十分配慮する必要がある。

- (1) 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、児童生徒が互いのよさや可能性を発揮しながら、多様な他者と協働することができるようになる。
- (2) 児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設けることが必要である。その際、児童生徒の障害の状態や特性等を考慮し、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めることが必要である。
- (3) 個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定する。その際、児童生徒の理解に基づく、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導する。

第4編 自立活動

第1章 自立活動の基本

第1節 自立活動の意義

【自解 P21】

1 自立活動

自立活動は、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動である。

障害のある児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、小・中学校等の児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等のほかに、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しているのである。

2 自立活動の教育課程上の位置付け

特別支援学校の目的は、学校教育法第72条において、次のように定められている。

＜ 学校教育法第72条（特別支援学校の目的） ＞

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

この前段には、特別支援学校においては、小・中学校等に準ずる教育を行うことが示されている。準ずる教育とは、学校教育法第21条に示された小・中学校教育の目標と同一の目標の達成に努めることを示している。

後段には、自立活動の指導を行うことが示されている。自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域であり、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。

第2節 自立活動の指導の基本

1 自立活動の指導の特色

【自解 P23】

自立活動の指導は、教科指導のようにあらかじめ指導内容が決まっているものではなく、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して、指導の道筋そのものを組み立てていくことが求められる指導である。その指導に当たっては、個々の実態を的確に把握し、個別に指導目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画が作成される。

そのため、自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが基本である。しかし、指導目標を達成する上で効果的である場合には、集団を構成して指導することも考えられる。

2 自立活動の内容とその取扱い

学習指導要領に示されている自立活動の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要

素で構成されており、それらの代表的な要素である 27 項目を「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分に分類・整理したものである。

個々の児童生徒に設定される具体的な指導内容は、実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標を達成するために、学習指導要領に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものである。

3 自立活動の指導の進め方

【自解 P40】

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づき、計画 - 実践 - 評価 - 改善という一連の過程を繰り返すことで進められる。その際には、次の点について留意する。

- (1) 個別の指導計画の作成に当たっては、個々の児童生徒に関する様々な実態の中から必要な情報を把握して的確に課題を抽出し、指導すべき課題相互の関連を検討し、指導目標や具体的な指導内容を設定することが大切である。
- (2) 学習の評価及び指導の改善に当たっては、自立活動の場合、指導目標や指導内容が個別に設定されていることから、計画の妥当性を詳細に検討するとともに、指導の効果をどのように評価するのかについて明らかにしておく必要がある。その際、指導の効果を適切かつ多面的に判断するため、自立活動の指導の担当者だけでなく、各教科等の指導にかかわっている教師間の協力の下に評価を行うとともに、必要に応じて、外部の専門家や保護者等との連携を図ることも大切である。
- (3) 個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方や留意点を明確にし、個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等や自立活動の学習状況等を踏まえた継続的な指導が行われるようにすることが大切である。

4 特別支援学校（知的障害）の自立活動

【自解 P41】

知的障害のある児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。そのような障害の状態による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。なお、学校教育法施行規則第 130 条第 2 項に基づいて、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の一部又は全部について、合わせた指導を行う場合においても、自立活動について個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容を明記する必要がある。

第 3 節 障害の捉え方と自立活動

【自解 P12】

国際生活機能分類（ICF:International Classification of Functioning, Disability and Health 平成 13(2001)年 5 月）では、人間の生活機能は、心身機能・身体構造、活動、参加の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」と捉えている。そして、生活機能と障害の状態は、健康状態や背景因子（環境因子、個人因子）と相互に影響し合うものと説明している。

自立活動の指導においては、このような ICF の視点を踏まえ、生活機能と障害の状態、背景因子（環境因子※、個人因子※）等を的確に把握し、相互の関連性を十分に考慮して、「障害による学習上又は生活上の困難」を捉えるとともに、成長期にあり様々な変化する児童生徒の実態を見極めながら、現在できていることや、指導すればできること、環境を整えればできることなどに着目し、具体的な指導内容を設定することが大切である。

※環境因子：福祉用具、周囲の人の意識等 個人因子：意欲、習慣等

第4節 自立活動と合理的配慮

【自解 P16】

自立活動の指導に当たっては、合理的配慮の内容との関連性について、十分考慮する必要がある。

例えば、小さい文字が見えにくい弱視の児童が、他の児童と平等に授業を受けられるよう、教師が拡大プリントを用意することは、この児童に対する合理的配慮である。一方、この児童がプリントの文字が見えにくいという学習上の困難を主体的に改善・克服できるよう、弱視レンズ等を活用できるよう指導することは、自立活動の指導である。

このように、児童生徒の持てる力を高め、学習上又は生活上の困難を改善・克服できるよう、教師は、その時々の児童生徒の状態等に応じて、指導が必要な中心的な課題と合理的配慮の内容について整理し、適切な指導・支援の充実を図ることが大切である。

ポイント解説

< 合理的配慮 >

「合理的配慮」とは、障害のある児童生徒が、他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う「必要かつ合理的な取組」のことである。

合理的配慮の提供に当たっては、本人・保護者と学校の設置者及び学校が、建設的対話による相互理解を通じて合意形成を図ることが重要である。なお、合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画に記載し、定期的に見直すことが必要である。

第2章 自立活動の目標

【自解 P48】

自立活動の目標は、学習指導要領の第7章 自立活動において、次のように示されている。

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

< 自立 >

児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること

< 改善・克服 >

児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等の諸活動において、その障害によって生ずるつまずきや困難を軽減しようとする事

障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすること 等

< 調和的発達の基盤を培う >

発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進すること

第3章 自立活動の内容

自立活動の内容の項目ごとに、当該項目を中心とした具体的な指導内容の例を次に示す。

第1節 健康の保持

【自解 P51】

1 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事

体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄など生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
重度・重複障害	・覚醒と睡眠のリズムが不規則で体力が弱く、食事の量や時間、排泄の時刻が不規則である。	・家庭と連携を図り、児童生徒の1日の生活状況を具体的に把握した上で、生活のリズムを形成するために、朝決まった時刻に起きることができるようになり、日中は体を動かす活動や遊びを十分に行って、目覚めた状態を維持したり、規則正しく食事を摂ったりできるようにする。
自閉症	・極端な偏食や特定の衣服への強いこだわりがある。	・個々の困難の要因を明らかにし、無理のない程度の課題から取り組めるようにする。
ADHD	・周囲のことに気が散りやすく一つ一つの行動に時間がかかり、整理・整頓などの習慣が十分に身に付かない。	
自閉症	・体調の良し悪しの変調が分からず、無理をしてしまい、体調を崩したり、回復に非常に時間がかかったりする。	・規則正しい生活や衣服の調節の大切さを理解し身に付けることができるようにする。 ・体温を測ることを習慣化し、必要に応じて保護者や教師に対応の相談ができるようにする。 ・毎朝の体調や起床・就寝時間を記録してスケジュール管理をしたり自らの体内の感覚に注目したりなど、自己を客観視できるようにする。
備考	<生活状況の把握> ・覚醒と睡眠のリズム、呼吸機能、体温調節機能 ・食事や水分摂取の時間・回数・量、口腔機能、食物の調理形態、摂取時の姿勢や介助方法 ・排泄の時間帯・回数、排せつ時の姿勢や介助方法、排泄のサイン ・服薬の種類や時間、てんかん発作の状態、発熱、嘔吐、下痢、便秘 等	

2 病気の状態の理解と生活管理に関すること

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
糖尿病	・従来から多い1型とともに、生活習慣と関連する2型が増加している。	・病気の進行を防止するため、血糖値を毎日測定し、病状に応じた対応ができるようにしたり、適切な食生活や適度の運動を行ったりするなどの生活管理を主体的に行うことができるようにする。
二分脊椎	・尿路感染を起こしやすい。	・尿路感染の予防のため、排泄指導、清潔の保持、水分の補給及び定期的な検尿に関することを指導する。 ・長時間同じ座位を取ることによる褥瘡の予防のため、定期的な姿勢変換を行うよう指導する。
進行性疾患	・進行性の疾患のため、生活での自己管理が必要である。	・病気を正しく理解し日々の体調や病状の変化に留意しながら、自身においての過度の運動や適度な運動に対する理解を促し、身体機能の低下を予防するよう、生活での自己管理ができるようにする。
精神性の疾患（うつ病など）	・食欲の減退などの身体症状、興味や関心の低下や意欲の減退などの症状が、病気によるものであると理解できない。	・医師の了解を得た上で、病気の仕組みと治療方法を理解し、自らストレスの原因に気付いてその軽減を図ることができるようにする。
口蓋裂	・滲出性中耳炎やむし歯になりやすい。	・日ごろから児童生徒の聞こえの状態に留意したり、丁寧な歯磨きの習慣形成に努めたりするなど、病気の予防や健康管理を自らできるようにする。
てんかん	・知的障害や発達障害を伴い、生活上の留意事項を理解し守ることや定期的な服薬が難しい。	・絵本や映像資料等を用いて、てんかんについて理解を促したり、過労を避け、ストレスをためないよう、情緒の安定を図ったりする。 ・定時での服薬をすることを、実際の場面で具体的に指導するとともに、周囲の人の理解や協力を得られるよう、自分の病状を適切に伝えることができるようにする。
小児がん	・治療後、自分の病気の状況を理解し、健康状態を維持・改善していくため、自分の生活を自ら管理する力を養う必要がある。	・体調の変化や感染症予防等に留意するなど、病気の予防や適度な運動や睡眠等の健康管理を自らできるようにする。

3 身体各部の状態の理解と養護に関すること

病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
視覚障害	・視覚管理を適切に行う必要がある。	・発達に応じて、自己の視力や視野などの状態について十分な理解を図る。 ・姿勢に留意したり、危険な場所での対処方法を身に付けたりできるようにする。
聴覚障害	・自ら適切な聞こえの状態を維持できるようにする必要がある。	・発達に応じて、耳の構造や補聴器等の機能について十分な理解を図る。 ・補聴器等を用いる際の留意点について理解を促す。
肢体不自由	・病気や事故等による身体各部の状態を理解し、自分の生活を自己管理できるようにする必要がある。	・下肢切断により義肢を装着している場合、義肢の部分を清潔に保ったり、義肢を適切に管理したりすることができるようにする。
床ずれ		・患部への圧迫が続かないように、定期的に体位を変換することの必要性を理解し、自分で行う方法を工夫したり、自分でできない場合には他の人に依頼したりできるようにする。
筋ジストロフィー	・身体の状態に応じて運動を自己管理したり、心臓機能や呼吸機能の低下を予防したりする必要がある。	・病気の原因や経過、進行の予防、運動の必要性、適度な運動方法や運動量などについて学習し、身体の状態に応じて運動の自己管理ができるようにする。

4 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること

自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていけること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
吃音	・吃症状が生じることへの不安感や恐怖感をもち、内面の葛藤を一人で抱えている。	・担当教師との安心した場の中で、吃音について学び、客観的に吃音のことを捉えられるようにする。吃症状の変化に応じた対応の仕方や伝え方を話し合う。
自閉症	・感覚の過敏さやこだわりから、大きな音がしたり、予定通りに物事が進まなかったりすると情緒が不安定になる。	・自分から別の場所に移動したり、音量の調整や予定の説明を他者に依頼したりするなど、自ら刺激の調整を行い、気持ちを落ち着かせることができるようにする。
LD、ADHD	・学習や対人関係が上手くいかないと感じている一方で、自分の長所や短所、得手不得手を客観的に認識することが難しく、自分を否定的に捉えてしまう。	・個別指導や小集団などの指導形態を工夫しながら、対人関係に関する技能を取得するなかで、自分の特性に気付き、自分を認め、生活する上で必要な支援を求められるようにする。
視野の障害	・見える範囲が限られていることにより、周囲の状況把握に困難が生じる。	・自分の見え方の特徴を理解した上で、部屋に置かれた様々なものの位置を自ら触れたり、他者に教えてもらったりしながら確認できるようにする。その際、ものの位置関係が把握しやすいよう、順序よくていねいに確認できるようにする。また、自分に分かりやすいように整理したり、置く場所を決めたりするなど環境を整えるよう促す。
聴覚障害	・補聴器や人工内耳をしていても聴覚活用の状況が個々によって異なる。	・発達段階に応じて、どのような音や声が聞こえて、どのような音や声が聞き取れないのかを自分で理解し、時によって聞こえたり聞こえなかったりすることに気付けるようにする。 ・聴覚活用に加え、手話や筆談など他者とコミュニケーションを図るための様々な方法があることを理解し、自分が分かりやすい方法を選択できるようにする。

5 健康状態の維持・改善に関すること

障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
重度・重複障害	・健康の状態を明確に訴えることが困難で、たんの吸引等の医療的ケアが必要である。	・健康状態の詳細な観察が必要であり、指導の前後にたんの吸引等の医療的ケアが必要な場合もあることから、養護教諭や看護師等と十分連携を図って指導を進める。 ・身体に触れてもらう活動や軽い運動を行ったり、空気や水、太陽の光などの刺激を皮膚などで受け止めたりすることで、血行を促進したり呼吸機能の向上を図ったりし、健康の維持・改善に努める。
知的障害、自閉症	・運動量が少なく、肥満になったり体力が低下したりする。	・運動への意欲を高めながら、適度な運動を取り入れたり、食生活と健康について実際の生活に即して学習したりし、日常生活において自己の健康管理ができるようにする。
心臓疾患	・運動が制限されていても、その範囲を超えて身体を動かしてしまい病気の状態を悪化させることがある。	・心臓疾患の特徴、治療方法、病気の状態、生活管理などについて、理解できるようにする。自分の健康状態を把握し、その状態に応じて日常生活や学習活動の状態をコントロールしたり、自ら進んで医師に相談したりできるようにする。

第2節 心理的な安定

【自解 P60】

1 情緒の安定に関すること

情緒の安定を図ることが困難な児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
白血病	・治療の副作用により貧血や嘔吐などが長期間続くことにより心理的に不安定になる。	・悩みを打ち明けたり、自分の不安な気持ちを表現できるようにしたりして、心理的な安定を図る。
自閉症	・他者に自分の気持ちを適切な方法で伝えることが難しく、自分をたたいてしまったり、不適切な関わり方をしてしまったりする。	・自分を落ち着かせることができる場所に移動して、慣れた別の活動に取り組むなどしながら、その興奮を静める方法を知ったり、自分の気持ちを伝える手段を身に付けたりできるようにする。
ADHD	・自分の行動を注意されたときに反発して興奮を静められなくなる。	・自分を落ち着かせることができる場所に移動してその興奮を静めることや、一端その場を離れて深呼吸するなどの方法を伝え、それらを実際に行うことができるようにする。
LD	・学習において努力をしても期待したほどの成果が得られなかった経験から、生活全般において自信を失い、失敗して感情的になり、情緒が不安定になる。	・本人が得意なことを生かして課題をやり遂げるように指導し、成功したことを褒めることで自信をもたせたり、自分のよさに気付くことができるようにしたりする。
チック	・不安や緊張が高まった状態になると、身体が動いてしまったり、言葉を発してしまったりする。	・不安や緊張が高まる原因を知り、自ら不安や緊張を和らげる方法を身に付けることができるようにする。
重度・重複障害	・情緒が安定しているかどうかを把握することが困難な場合がある。	・「快」「不快」の表出を読み取り、その気持ちを丁寧に受け止めるようにする。健康状態を常に把握し、安定した状態を保ちながら「快」の感情を引き出すような適切な関わり方を工夫する。
心身症	・心理的に緊張しやすく、不安になりやすい。身体面では、嘔吐、下痢、拒食症等の症状があり、強いストレスを感じて集団への参加が困難になる。	・病気の原因を把握した上で、本人の気持ちを理解しようとする態度で関わるようにする。 ・良好な人間関係作りを目指し、集団構成を工夫した小集団で様々な活動を行ったり、十分にコミュニケーションが取れるようにしたりする。

2 状況の理解と変化への対応に関すること

場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けられるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
視覚障害	・見えない、あるいは見えにくいことから、周囲の状況を即座に把握することが難しいため、初めての環境や周囲の変化に対して、不安になる。	・日ごろから一定の場所にあるものを目印にして行動する力を身に付けられるようにする。 ・急激な変化を避けて徐々に環境に慣れるよう配慮する。可能であれば、事前にその環境を確認できるようにするとともに、周囲の状況を説明したり、状況を把握したりするための時間を確保する。 ・必要に応じて身近な人に尋ねるなど、援助を依頼することができるようにする。
選択性かん黙	・家庭などでは支障なく会話できるものの、特定の場所や場面では会話ができない。	・安心して参加できる集団構成や活動内容を工夫したり、教師が付き添って適切な援助を行ったりするなどして、情緒の安定を図りながら、それぞれの場面に対応できるようにする。
自閉症	・日々の日課と異なる学校行事や急な予定変更などに対応できず混乱したり、不安になったりして、どのように行動したらよいかわからなくなる。	・予定されているスケジュールや予想される事態や状況等を分かりやすく伝え、予定表に書いて確かめたり、事前に体験できる機会を設けたりして、見通しをもって取り組めるようにする。

3 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、積極的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
筋ジストロフィー	・年齢が上がるにつれて歩行が困難になり、車いすや電動車いすの利用や酸素吸入が必要となることが多く、友達の進行を見て、将来の自分の病状を認識している。	・学習や運動において打ち込めることを見つけ、生きがいを感じることができるよう工夫し、少しでも困難を改善・克服しようとする意欲を高めていけるようにする。
肢体不自由	・移動に困難さがある。	・手段を工夫し自分の力で移動ができるようになるなど、障害に伴う不自由を自ら改善し得たという成就感がもてるようにする。
LD	・数字の概念や規則性の理解や、計算することに時間がかかったり、文章題の理解や推論することが難しかったりすることで、自分の思う結果が得られず、学習への意欲や関心が低い。 ・漢字の読みが覚えられない、覚えてもすぐに思い出すことができないなどにより、長文の読解が著しく困難になったり、読書を嫌うために語彙が増えていかなかったりする。	・周囲の励ましや期待、賞賛を受けながら、何が必要かを理解し、成功体験を積み重ねることで、自己の特性に応じた方法で学習に取り組めるようにする。 ・振り仮名を振ることや拡大コピーをすることで読みやすくなること、コンピュータによる読み上げや電子書籍などの代替手段を活用することで読み取りやすくなることを知ることができるようにする。
聴覚障害	・音声のみの指示や発話を理解することができず、人と関わることや新しい体験に消極的になってしまうことがある。	・自分自身の聞こえにくさにより、人と関わる際にどのような困難が生じるか、新しい体験をする際にどのように行動したり、周囲に働きかけたりするとよいかを考えたり、体験したりすることを通して、積極的に問題解決に向かう意欲を育てる。
吃音	・人とのコミュニケーションに不安感や恐怖感を抱えている場合がある。	・教師との安心できる関係の中で、楽しく話す体験を多くもったり、様々な話し方や読み方を体験したり、自分の得意なことに気付いて自信をもったりすることを通して、吃音を自分なりに受け止め、積極的に学習等に取り組めるようにする。

知的障害	・コミュニケーションがうまくとれず、人と関わることに消極的になったり、受け身的な態度になったりする。	・自分の考えや要求が伝わったり、相手の意図を受け止めたりする双方向のコミュニケーションが成立する成功体験を積み重ね、積極的に関わろうとする意欲を育てる。その上で言語の表出に関することやコミュニケーション手段の選択と活用に関することについて学ぶことができるようにする。
備考	・障害に起因して心理的な安定を図ることが困難な状態にある児童生徒の場合、同じ障害のある友達同士の自然なかかわりを大切にしたり、社会で活躍している先輩の生き方や考え方を参考にできるようにしたりし、心理的な安定を図り、積極的に行動しようとする態度を育てる。	

第3節 人間関係の形成

【自解 P67】

1 他者とのかかわりの基礎に関すること

人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
重度・重複障害	・人に対する認識が育っておらず他者からの働き掛けに対する反応が乏しい。	・児童生徒が好む関わり（揺れ遊びなど）を継続して行いながら、関わる教師の存在に気付くことができるようにする。 ・身近な人との親密な関係を築き、その人との信頼関係を基盤としながら、周囲の人とのやりとりを広げていくようにする。
自閉症	・他者との関わりをもとうとするが、その方法が十分に身に付いていない。	・直接的に指導を担当する教師を決めるなどして、教師との安定した関係を形成できるようにする。 ・やりとりの方法を大きく変えずに繰り返し指導して定着を図り、相互に関わり合う素地を作る。その上で、やりとりの方法を徐々に増やしていく。その際、言葉だけでなく、具体物や視覚的な情報を加えて分かりやすくする。
視覚障害	・相手の顔が見えない、あるいは見えにくいために、他者との関わりが消極的、受動的になる傾向がある。	・自分の顔を相手の声の方向に向けるようにしたり、相手との距離を意識して声の大きさを調節したりできるようにする。 ・周囲の状況が変化した場合は、必要に応じて援助を求めるなどの機会を設け、積極的に他者と関わろうとする態度や習慣を養う。

2 他者の意図や感情の理解に関すること

他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
自閉症	・言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の思いや感情を読み取り、それに応じて行動することが難しい。 ・言葉を字義通りに受け止めてしまうため、行動や表情に表れている相手の真意の読み取りを間違えることがある。	・生活上の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、相手の立場や相手が考えていることなどを推測するような指導を通して、他者と関わる際の具体的な方法を身に付けることができるようにする。
視覚障害	・相手の表情を視覚的にとらえることが困難なため、相手の意図や感情の変化を読み取ることが難しい。	・聴覚的な手掛かりである相手の声の抑揚や調子の変化などを聞き分けて、話し相手の意図や感情を的確に把握するとともに、その場に応じて適切に行動することができる態度や習慣を養う。
聴覚障害	・聴覚的な情報を入手しにくいことから、視覚的な手掛かりだけで判断したり、会話による情報把握が円滑でないため自己中心的にとらえたりしやすい。	・目の前の状況だけで判断しがちな場合には、そこに至るまでの状況の推移について振り返りながら、順序立てて考える機会を設け、出来事の流れに基づいて総合的に判断する経験を積めるようにする。 ・聴覚活用や読話等の多様なコミュニケーション手段を場面や相手に応じて適切に選択し、会話内容を把握できるようにする。

3 自己の理解と行動の調整に関すること

自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
知的障害	・過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになる。	・本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにし、徐々に自信を回復しながら、自己を肯定的に捉えることができるようにする。
肢体不自由	・経験が乏しいことから自分の能力を十分理解できていない。	・自分でできること、補助的な手段を活用すればできること、他の人に依頼して手伝ってもらうことなどについて、実際の体験を通して理解を促す。
ADHD	・衝動の抑制や自己の状態の分析が難しいため、同じ失敗を繰り返したり、目的に沿って行動を調整することが苦手だったりする。	・自ら適切な行動を選択し調整する力を育てることができるよう、自分の行動と出来事との因果関係を図示して理解できるようにしたり、実現可能な目標の立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を学べるようにしたりする。
自閉症	・他者の意図や感情の理解が十分でないことから、友達の行動に対して適切に応じることが難しい。 ・特定の音や光などにより混乱し、行動の調整が難しくなることがある。	・体験的な活動を通して自分の得意なことや不得意なことの理解を促したり、他者の意図や感情を考え、それへの対応方法を身に付けたりできるようにする。 ・児童生徒自身の感覚や認知の特性への対応に関する内容とも関連付け、光や音などの刺激の量を調整したり、避けたりするなど対応できるようにする。

4 集団への参加の基礎に関すること

集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
視覚障害	・目で見れば分かるようなゲームのルールなどがとらえにくく、集団の中に入っていけない。	・あらかじめ集団に参加するための手順やきまり、必要な情報を得るための質問の仕方などを学習し、積極的に参加できるようにする。
聴覚障害	・場面や相手によっては、会話等の情報を的確に把握できにくい ため、日常生活で必要なルールや常識等を理解したり、それに基づいて行動したりすることが困難である。	・会話の背景を想像したり、実際の場面を活用したりして、行動の仕方や相手の受け止め方などを具体的なやりとりを通して学ぶ機会を設定する。
LD	・言葉の意味理解の不足や間違いなどから、友達との会話の背景や経過を類推することが難しいため、集団に積極的に参加することができない。	・日常的によく使われる友達同士の言い回しや、その意味することが分からないときの尋ね方などを小集団の中で学習できるようにする。
ADHD	・説明を聞き漏らしたり、最後まで聞けなかったりするために、ルールを理解しておらず、うまく遊びに参加できない。 ・勝ちたい気持ちから、ルールを守ることができず、うまく遊びに参加できない。	・ルールを段階的に理解できるようにする。 ・適切な行動を具体的に学習できるようにする。 ・遊びへの参加方法が分からないときに、友達に尋ねたり、不安を静めたりする方法を学習できるようにする。

第4節 環境の把握

【自解 P72】

1 保有する感覚の活用に関すること

保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにすること。

障害等	指導内容例と留意点
視覚障害	・聴覚や触覚を活用し、弱視であれば保有する視覚を最大限に活用するとともに、その他の感覚も十分に活用して、必要な情報を収集できるようにする。
聴覚障害	・補聴器等の装用により、保有する聴覚を十分に活用できるようにする。 ・場所や場面に応じて、磁気ループを用いた集団補聴システム、FM電波や赤外線を用いた集団補聴システム、FM補聴器等の機器の特徴に応じた活用ができるようにする。
肢体不自由	・自分自身の体位や動きについて、視覚的なイメージを提示したり、分かりやすい言葉で伝えたりして、自分の身体を正しく調整する力を身に付けられるようにする。
重度・重複障害	・視覚、聴覚、触覚と併せて、固有覚や前庭覚の活用も考慮する。それらの感覚がどのように関連しているか、個々の感覚の状態とその活用の仕方を的確に把握した上で、児童生徒が保有する感覚で受け止めやすいよう、情報の提示の仕方を工夫する。

2 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

感覚や認知の特性を踏まえ、入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
視覚障害	・屋外だけでなく、屋内でもまぶしさを感じることもある。	・まぶしさを感じる場合、遮光眼鏡を使用したり、その習慣化を図ったりする。 ・室内で見えやすい明るさについて他者に伝えたり、カーテンで明るさを調整したりできるようにする。
自閉症	・特定の音や身体接触、衣類の材質に強い不快感を抱き、感情が急激に変化したり、思考が混乱したりする。 ・不足する感覚を補うため、身体を前後に動かしたり、身体の一部をたたき続けたりして、自己刺激を過剰に得ようとする。	・個々の児童生徒の刺激の感じ方をきめ細かに観察し把握した上で、不快な音や感触などを自ら避けたり、音が発生する理由や身体接触の意図を知らせるなどして少しずつ慣れていったりできるようにする。 ・自己刺激のための活動と同じような感覚が得られる他の適切な活動に置き換えるなどして、児童生徒の興味がより外に向かい、広がるようにする。
ADHD	・注意すべき箇所が分からなかったり、注目し続ける時間が短かったり、注目する対象が変動しやすかったりする。	・注目すべき箇所を色分けしたり、手で触れたりなど他の感覚を使い注目しやすくする。その中で、注意を持続させることができることを実感し、自分に合った注意集中の方法を積極的に使用できるようにする。
LD	・文字の判別や文節の把握、書かれた文章の理解や文字を書いて表現することに苦手さがある。	・認知の特性に応じた指導方法を工夫し、自分が理解しやすい学習方法や得意な方法を様々な場面で活用できるようにする。
脳性まひ	・数多く書かれてある文字や図形の中から一つの文字や図形に注目することや、文字や図形を構成する線や角度の関係を理解することが難しい。 ・上肢にまひがあり、文字や図形を書くことが難しい。	・一つの文字や図形だけを取り出して輪郭を強調して見やすくしたり、文字の部首や図形の特徴を話し言葉で説明したりする。 ・コンピュータ等を活用して書くことを補助することによって、学習を効果的に進めることができるようにする。 ・文字の部首や図形の特徴については、話し言葉で聞いた方が理解しやすいなどの自分の得意な学習のスタイルを知り、自ら使えるようにする。
発達障害等	・体の動かし方にぎこちなさがあり、リコーダーを吹くなどの指先を細かく動かす活動や、水泳などの全身を協調して動かす運動を苦手とする。	・児童生徒の発達段階を把握した上で、現在できている動作がより確実にできるよう取り組むとともに、指や身体を一つ一つ確かめながらゆっくり動かすようにするなど、発達段階に見合った運動から行うようにする。

3 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
視覚障害	・小さい文字など細かなものや遠くのものを読み取ることが難しい。	・遠用・近用などの各種の弱視レンズや拡大読書器などの視覚補助具、タブレット型端末など効果的に活用できるようにする。
聴覚障害	・補聴器や人工内耳を装用しても音や他者の話を完全に聞き取れない。	・聴覚活用に加えて、視覚を活用した情報収集ができるようにする。その方法としては、手話や指文字、キュード・スピーチ、口形、読話などがあり、それぞれの特徴や機能を理解した上で、個々の障害の状態に応じて聴覚以外の感覚を適切に活用できるようにする。
自閉症	・聴覚に過敏さが見られ、特定の音を嫌がることもある。	・自分の苦手な音を知り、音源を遠ざけたり、音量を調節する器具を利用したりするなど、自分で対処できる方法を身に付けることができるようにする。 ・特定の音が発生する理由や仕組みなどを理解し、徐々に受け入れることができるようにする。

4 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること

いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
視覚障害	・白杖を用いて一人で市街を歩く。	・頭の中に描いた出発点から目的地までの道順と照らし合わせながら、白杖や足元からの情報、周囲の音、太陽の位置などの情報を総合的に活用して、自分のいる場所や進むべき方向などを的確に判断し行動できるようにする。
聴覚障害	・周囲の人とのコミュニケーションの不十分さなどの影響で、物事がどのように推移してきたか、相手がどう思っているか、これから何が始まるかなどについて予想しにくい。	・周囲の状況や人の気持ち、今後の展開等を推察するために、視覚や嗅覚等の様々な感覚を活用して情報を収集したり、多様な手段を活用した積極的なコミュニケーションを通して相手を理解したり、それまでに得ている情報等と照らし合わせたりできるようにする。
知的障害	・自分の身体に対する意識が十分に育っていないため、ものや人にぶつかったり、簡単な動作をまねすることが難しかったりする。	・粗大運動や微細運動を通して、全身及び身体の各部位を意識して動かしたり、身体の各部位の名称やその位置などを言葉で理解したりするなど、自分の身体に対する意識を高めながら、自分の身体を基点とした位置、方向、遠近の概念の形成につなげられるようにする。
LD	・目と手の協応動作が難しく、意図している文字がうまくかけない。	・腕を大きく動かして文字の形をなぞるなど様々な感覚を使って多面的に文字を認識し、自らの動きを具体的に想像してから文字を書くことができるようにする。
肢体不自由	・動く対象物に手を伸ばしてつかむなどの目と手を協応させた活動が難しい。	・頭部を安定させるための補助具を活用したり、前腕で上体を支えやすくする姿勢の保持を工夫したりして、興味のある玩具を注視したり、ゆっくり動く教材などを追視したりする力を高める。 ・見ていた対象物に手を伸ばして、倒したり転がしたりするなかで、物を操作する経験を重ね、目で手の動きを追うような力を付けていく。

5 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
視覚障害	・事物・事象の全体像を捉え、必要な情報を抽出して、的確な概念を形成することが難しい。	・触覚や保有する視覚などを用い、対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を観察することで、的確な概念を形成し、日常生活における認知や行動の手掛かりとして活用できるようにする。
	・弱視で、全体像が捉えにくく、地図やグラフなどに示されている情報の中から必要な情報を抽出することが難しい。	・ unnecessary情報を削除したり、コントラストを高めたりして認知しやすい教材を用意するとともに、これまで学習してきた知識やイメージを視覚認知に生かせるようにする。
聴覚障害	・言葉と行動を結び付け、その概念を的確に身に付ける必要がある。	・生活の様々な機会を通して言葉と行動を対応させることで、その概念を的確に身に付け、より複雑な事柄の認知や作業に取り組めるようにする。
肢体不自由	・空間における自分と対象の位置関係を理解することが難しい。	・自分の身体各部位を確認する活動を通して、自分の身体への意識を明確にし、空間概念の形成を図る。
知的障害	・概念形成の過程で、必要な視覚情報に注目することが難しかったり、読み取りや理解に時間がかかったりする。	・興味関心のあることや生活上の場面を取り上げ、実物や写真などを使って見たり読んだり、理解したりすることで、確実に概念の形成につなげていく。
自閉症	・抽象的な表現を理解することが困難なため、指示の内容を具体的に理解することが難しい。	・指示の内容や作業手順、時間の経過等を視覚的に把握できるように教材、教具の工夫を行う。 ・手順表などを活用して、順序や時間、量の概念等を形成できるようにする。
ADHD	・活動に過度に集中してしまい、終了時刻になっても活動を終わることができない。	・活動の流れや時間を視覚的に示し、活動時間の区切りを理解できるようにしたり、残り時間を確認しながら活動の一覧表に優先順位をつけたりして、適切に段取りを整えられるようにする。
LD	・左右の概念を理解することが困難なため、左右の概念を含んだ指示や説明の理解が難しい。	・様々な場面で、見たり触ったりする体験的な活動と「左」や「右」という位置や方向を示す言葉とを関連付け、基礎的な概念の形成を図る。

第5節 身体の動き

【自解 P83】

1 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関することを習得し、生活の中で適切な動きができるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
肢体不自由	・基本動作が未習得であったり、間違っ て身に付けていたりするため、生活動作や作業動作を十分に行うことが難しい。	・全身又は身体各部位の筋緊張が強すぎる場合、その緊張を弛めたり、弱すぎる場合には、適度な緊張状態をつくりだしたりすることができるようにする。
		・筋ジストロフィーなど進行性の疾患がある場合、関節拘縮や変形予防のため、適度な運動を行い筋力の維持を図る。
知的障害	・身体部位を適切に動かしたり、指示を聞いて姿勢を変えたりすることが難しい。	・基本的な動きから取り組み、徐々に複雑な動きができるようにする。次第に目的の動きに近付けて、必要な運動・動作が確実に身に付くようにする。
視覚障害	・身体の動き等を模倣することを通して基本的な運動・動作を学習することが難しい。	・教師の身体や模型に直接触れて確認した後、その姿勢や動きを行うようにする。また、その都度教師が言葉で説明したり、手を添えたりして、正しい姿勢の保持や運動・動作を習得できるようにする。
ADHD	・身体を常に動かしている傾向があり、自分でも気付かない間に座位や立位が大きく崩れ、活動を継続できない。	・身体を動かすことに関する指導だけでなく、姿勢を整えやすいような机やいすを使用したり、姿勢保持のチェックポイントを自分で確認できるようにしたりする。

2 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の手段を活用してこれらができるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
肢体不自由、視覚障害等	・座位安定のためのいす、作業能率向上のための机、移動のためのつえ、歩行器、車いす及び白杖等の補助用具を必要とする。	・目的や用途に応じて適切な用具を選び、十分使いこなせるようにする。また、補助用具のセッティングや収納の仕方を身に付けたり、自分に合うように補助用具を調整したりできるようにする。
	・車いすの使用が度重なることにより、立位を保持する能力が低下している。	・身体の動きの維持や習得を妨げないよう、補助用具の使用の仕方を工夫する。
重度・重複障害	・自分で自由に姿勢を変えたり、座位や立位を保持したりすることが困難である。	・座位安定のためのいす等、補助用具を適切に用いて、いろいろな姿勢をとることができるようにする。 ・児童生徒が積極的に姿勢を保持できるよう、教材・教具や環境の設定を工夫する。

3 日常生活に必要な基本動作に関すること

食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び、書字、描画等の学習のための基本動作を身に付けることができるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
重度・重複障害	・運動・動作が極めて困難で、日常生活に必要な基本動作はほとんど援助を受けている。	・援助を受けやすい姿勢や手足の動かし方を身に付けられるようにする。
知的障害	・目と手指の協応動作の困難さや巧緻性、持続性の困難さがあり、衣服の着脱でのボタンはめやはさみなどの道具の操作が難しい。	・児童生徒が興味や関心をもてる内容や課題を工夫し、使いやすい適切な道具や素材を用意することで、意欲的に活動に取り組めるようにする。その中で、目と手指を協応させて動かし、巧緻性や持続性を伸ばしたりできるようにする。その上で、課題の難易度を考慮し、日常生活に必要な基本動作を身に付けていけるようにする。
LD	・鉛筆の握り方がぎこちなく過度に力が入りすぎたり、筆圧が強すぎて行や枠からはみ出しまったりなど、手や指先を用いる細かい動きのコントロールが苦手な場合がある。	・使いやすい形や重さの筆記用具や滑り止め付き定規等、本人の使いやすい文具を用いることにより、安心して取り組めるようにした上で、目と手、右手と左手等を協応させながら動かせるようにする。 ・自分の苦手な部分を申し出て、コンピュータによるキーボード入力等で記録することや黒板を写真に撮ること等、ICT 機器を用いて書字の代替を行うことができるようにする。

4 身体の移動能力に関すること

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
視覚障害	・見えない、あるいは見えにくいことから、自力での歩行が難しい。	・伝い歩きやガイド歩行、基本的な白杖の操作技術、他者に援助を依頼する方法などを身に付けて安全に目的地まで行けるようにする。 ・弱視の場合は、保有する視力を十分に活用したり、視覚補助用具を適切に使ったりできるようにする。
心臓疾患	・心臓へ負担がかかることから歩行による移動が制限されるため、必要に応じて歩行器や電動車いす等の補助的手段を活用する必要がある。	・心臓に過度の負担をかけることなく移動の範囲が維持できるよう、医師の指導を踏まえ、病気の状態や移動距離、活動内容によって適切な移動手段を選択し活用できるようにする。
肢体不自由	・筋力が弱く、歩行に必要な緊張が得られない。	・歩行器を用いた歩行を目標に掲げて指導を行ったり、歩行が困難な場合には、車いすによる移動を目標に掲げたりするなど、日常生活に役立つ移動能力を習得できるようにする。

肢体不自由	・運動・動作に極めて困難さがある。	・寝返りや腹這いによる移動だけでなく、基本動作すべての改善及び習得を目指し、姿勢保持や上下肢の基本動作などの指導経過を踏まえて児童生徒に適した移動の方法を選択できるようにする。
	・車いすを利用して外出する。	・車いすの操作に慣れ、目的地まで車いすを操作し続けるための体力を付けることができるようにする。 ・目的地までの距離や段差の状況などを調べ、一人で行けるかどうかを判断し、難しい場合は援助者を探して依頼する力を育む。 ・周囲にいる人に質問したり、依頼したりするコミュニケーションについて習熟できるようにする。

5 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
肢体不自由	・左右を協調させた上肢操作のぎこちなさのため、ひもをつまんだり交差させたりして結ぶことが難しい。	・指の曲げ伸ばしをしたり、指を対向させたりする基本的な動きに取り組む。必要に応じて片方のひもを押さえておく補助具を活用する。
ADHD	・指先や身体を思ったとおりに動かすことが難しいため、身の回りの片付けや整理整頓等を最後まで行うことが難しい。	・身体をリラックスさせる運動やボディイメージを育てる運動に取り組みながら、身の回りの生活動作を身に付けていけるようにする。
	・手足を協調させて動かすことや微細な運動をすることが難しい。	・目的に即して意図的に身体を動かしたり、手足の簡単な動きから段階的に高度な動きに取り組んだりする。 ・手指の巧緻性を高めることができるよう、興味・関心のあることを生かし、道具を使って手指を動かす体験を積むようにする。
自閉症	・自分のやり方へのこだわりや他者の意図の適切な理解の困難さから、教師が示す手本を模倣しようとする意識がもてない。	・一つの作業について、いろいろなやり方があることを体験しながら知ること、一つのやり方へのこだわりを和らげる。 ・教師との良好な人間関係を形成し、教師の示す手本を主体的に模倣しようとする気持ちを育てる。
知的障害	・粗大な運動や動作には問題は見られないが、細かい手先を使った作業を行うことや持続して行うことが難しい。	・児童生徒の興味や関心のもてる内容や課題を工夫し、楽しく達成感が得られるような活動に取り組みながら、両手や目と手の協応動作ができるようにする。

第6節 コミュニケーション

【自解 P92】

1 コミュニケーションの基礎的能力に関すること

障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けられるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
重度・重複障害	・話し言葉によるコミュニケーションが難しい。	・教師が児童生徒の表情や身振り、しぐさなどを細かく観察することにより、その意図を理解し、双方向のコミュニケーションが成立することを目指す。
聴覚障害	・聴覚や音声を活用した意思の相互伝達が成立しにくい、相手と関わろうとする態度が育ちにくい。	・児童生徒の発達段階に応じて、相手を注視する態度や構えを身に付けたり、自然な身振りで表現したり、声を出したりして相手と関わることができるようにする。
自閉症	・興味のあるものを手にしたい気持ちから、他の人が使っている物を取ろうとする。 ・他の人の手を取り、自分が欲しい物を取ってもらおうとする。	・それらの行動は、意思の表出や要求の伝達として現れた行為であると受け止めるとともに、より望ましい方法で意思や要求を伝えることができるようにする。

言語発達の遅れ	語彙が少ないため、自分の考えや気持ちを的確に言葉にできないことや、相手の質問に的確に答えられないことがある。	興味や関心に応じた教材を活用し、語彙を増やしたり、ことばのやりとりを楽しんだりする。
知的障害	自分の気持ちや要求を適切に相手に伝えられなかったり、相手の意図が理解できなかったりしてコミュニケーションが成立しにくい。	- 実態に応じて、気持ちや要求を伝える手段を広げ、様々な行動をコミュニケーション手段として活用できるようにする。 - 人とのやりとりや人と協力して行う活動など、認知発達や社会性の育成を促す学習を通して、自分の意図を伝えたり、相手の意図を理解したりして適切な関わりができるようにする。

2 言語の受容と表出に関すること

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
脳性まひ	内言語や言葉の理解に困難はないが、話し言葉が不明瞭であったり、言葉を伝えるのに時間がかかったりする。	発語機能の改善を図るとともに、文字の使用や補助的手段の活用を検討して意思の表出を促す。
聴覚障害	視覚と保有する聴覚だけでは、言葉の意味を獲得することが難しい。	- 言葉を構成している音節や音韻の構造、文字に関する知識を用いながら、言葉が使われている状況と言葉の意味を結び付けられるようにする。 - 障害の状態等に合わせて、身振りや手話、指文字、文字等を活用し、児童生徒が主体的に自分の意思を表出できる機会を設ける。
構音障害	発声・発語器官（口腔器官）の微細な動きを調整する力が低く、正しい発音の習得が難しい。	- 構音運動を調整する力を高め、正しい発音を定着できるようにする。 - 音韻意識を育て、音を弁別する力を高めたり、自分の発音をフィードバックできるようにしたりして、正しい発音を定着できるようにする。
自閉症	他者の意図を理解したり、自分の考えを相手に正しく伝えたりすることが難しい。	絵や写真などの手掛かりを活用しながら相手の話を聞くことや、メモ帳やタブレット型端末等を活用して自分の話したいことを相手に伝えるなど、障害の状態等にに合わせて様々なコミュニケーション手段を用いることができるようにする。
ADHD	行動を調整したり、振り返ったりすることが難しかったり、相手の気持ちを想像した適切な表現方法が身に付いていなかったりすることから、思ったことをそのまま言葉にして相手を不快にさせてしまう。	- 教師との個別的な場面や小集団の中で、相手の話を受けてやりとりをする経験を重ねたり、ゲームなどを通して適切な言葉を使用できるようにしたりする。 - 気持ちをコントロールする力を高めたり、会話をするときのルールやマナーを理解したり、会話中に相手の表情を気にかけてたりすることを学習できるようにする。

3 言語の形成と活用に関すること

コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けられるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
重度・重複障害	話し言葉を用いることができず、限られた音声しか出せない。	掛け声や擬音・擬声語等を遊びや学習、生活の中に取り入れて、自発的な発声・発語を促すようにする。
聴覚障害	体験したことと言葉を結び付けることが困難になりやすい。	児童生徒の主体性を尊重しながら、手話や絵、写真などを活用して経験したことを表現し、書くことを整理してから文章で表現できるようにする。
言語発達の遅れ	- 語彙が少ないため、自分の考えや気持ちを言葉でできず、相手の質問にも答えられない。 - 乳幼児期のコミュニケーションの不足等、言語環境により、言葉でのやりとりが難しい。	- 児童生徒の興味・関心に応じた教材を活用したり、生活の中で様々な事物と関連させながら言語化したりして、語彙を増やせるようにする。 - 安心できる人や場所で言葉遊びを行ったり、作業や体験的な活動を行ったりし、語彙を増やせるようにする。

視覚障害	・一面的な理解で、事物、事象、動作と言葉が結び付いてしまうことがある。	・実際に体験ができるような教材・教具を工夫したり、触覚や聴覚、保有する視覚を活用したりして、言葉の意味を正しく理解し、使用できるようにする。
LD	・言葉は知っているものの、その意味を十分に理解せずに使ったり、意味を十分に理解していないため、思いや考えを正確に伝える語彙が少なかったりする。	・実体験、写真や絵と言葉の意味を結び付けながら理解できるようにする。 ・見る力や聞く力を生かし、ICT 機器等を用いて言語概念の形成を図る。

4 コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
言語障害	・音声言語の表出は困難であるが、文字言語の理解ができる。	・筆談や文字板、ボタンを押すと音声が出る機器、コンピュータ等を使って自分の意思を表出できるようにする。上肢の運動・動作に困難が見られる場合には、下肢や舌、顎の先端等でこれらの機器を操作できるように工夫する。
視覚障害	・点字を常用して学習している。	・キーボードでの入力や点字ディスプレイへの出力に慣れ、コンピュータを操作する技能の習得を図る。
弱視	・拡大文字の資料を必要とする。 ・進行性の眼疾患等で普通の文字の使用が難しくなった。	・自分にとって学習効率の良い文字サイズを知り、コンピュータの拡大機能などを使って、読みやすい資料を作成できるようにする。 ・児童生徒の状態に応じ、適切な時期に点字の使用を開始するなど、学習効率を考えた文字を選択できるようにする。
聴覚障害	・周囲とのより円滑なコミュニケーションを図るための手段を選択したり活用したりすることが必要である。	・児童生徒の発達段階に応じて、音声や手話、指文字、キュード・スピーチ等のコミュニケーション手段から、自分の考えや意思を表しやすいものを状況に応じて主体的に選択し活用できるようにする。 ・体験を通して、コミュニケーション手段を用いることで、人とのやり取りが円滑になることや相手に伝わりやすい手段や伝え方を考える機会を設ける。
視覚と聴覚両方に障害がある	・保有する触覚と聴覚、触覚を活用したコミュニケーション手段の選択と活用が必要である。	・障害の状態等により、触覚を活用した触手話、触指文字、指点字等、適切なコミュニケーション手段を選択・活用できるようにする。
知的障害	・対人関係における緊張や記憶の保持などの困難さがあり、適切に意思を伝えることが難しい。	・音声出力や文字・写真等、代替手段等を選択し、それらを活用したコミュニケーションができるようにする。
肢体不自由	・上肢操作の制限から、文字を書いたりキーボードで入力したりすることが難しい。	・文字盤の中から自分が伝えたい文字を見ることで入力のできるコンピュータ等の情報機器を活用できるようにする。
進行性の病気	・症状の進行により、言語の表出が難しくなる。	・心のケアに留意しながら、コミュニケーション手段について本人と一緒に考え、自己選択・自己決定できる機会を確保しながら活用できるようにする。
自閉症	・言葉でのコミュニケーションに難しさがある。	・自分の意思を適切に表し、相手に基本的な要求を伝えられるよう、身振り等の表出手段を身に付けたり、話し言葉を補うために絵カードやメモ、タブレット型端末等の機器を活用したりできるようにする。
LD	・読み書きの困難により、文章の理解や表現に時間がかかる。	・コンピュータの読み上げ機能を利用したり、マインドマップのような表現を利用したりすることで、コミュニケーションすることに楽しさと充実感を味わえるようにする。

5 状況に応じたコミュニケーションに関すること

場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを展開できるようにすること。

障害等	具体的な状況	指導内容例と留意点
視覚障害	場に応じた話題の選択や、部屋の広さや状況に応じた声の大きさの調節などに課題がある。	- 相手の声や握手をした際の手の位置から、相手の年齢などを推測し、話を進めることができるようにする。 - 声の響き方から、部屋の広さや相手との距離を判断して声の大きさを調整できるようにする。
LD	話の内容を記憶して前後関係を比較したり類推したりすることが困難なため、会話の内容や状況に応じた受け答えが難しい。	自分で内容をまとめながら聞く能力を高めるとともに、分からないときに聞き返す方法や相手の表情にも注目する態度を身に付けることができるようにする。
自閉症	- 会話の内容や周囲の状況を読み取ることが難しく、状況にすぐわない受け答えをしてしまう。 - 必要なことを伝えたり、相談したりすることが難しい。	- 実際の生活場面で、相手の立場に合わせた言葉遣いや場に応じた声の大きさなど、場面にふさわしい表現方法を身に付けることができるようにする。 - ホワイトボードを使用して自分の気持ちや考えを書きながら整理する経験を積む。 - 安心して自分の気持ちを言葉で表現できた経験を重ね、相談することのよさを実感できるようにする。
選択性かん黙	家庭では普通の会話ができるが、学校では話すことが難しい。	- 安心できる環境設定や信頼できる人間関係作りを大切にしておくようにする。 - 児童生徒が興味・関心のある事柄について、共感しながら一緒に活動する。 - 話し言葉以外の手段を活用し、日記や作文などを通して気持ちや意思を交換する機会を設ける。その際、児童生徒が自信をもち、自己に対して肯定的なイメージを保つことができるようにする。
入院中の児童生徒	不安を抱えながら生活をしているが、不安の原因が分からなかったり、気持ちを言語化できなかったりして、周囲の人へ攻撃的になってしまう。	- 先に入院していた児童生徒の体験や気持ちの変化等を聞くことを通して、行動や言葉の背景にある不安に気付けるようにする。 - 安心できる環境での遊びや話し合いなどの中で、不安を言語化できるよう促し、気持ちの安定につなげていけるようにする。

第4章 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い

第1節 個別の指導計画の作成

【自解 P103】

自立活動の指導における個別の指導計画の作成は、個々の児童生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を整理し、指導目標を明らかにした上で、自立活動の内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

作成の手順や様式は、各学校が児童生徒の障害の状態や発達等を考慮し、指導上最も効果が上がるように工夫することが大切である。

第2節 個別の指導計画の作成手順

【自解 P105】

1 実態把握

個々の児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握する。その際には、実態把握が十分に行われないと個別の指導計画が作成できないと捉えるのではなく、その時点で把握できた実態や情報に基づいて個別の指導計画を作成し、指導を通して実態把握を更に深化させ、修正していくという柔軟なとらえ方が大切である。

ポイント解説

< 実態把握の具体的内容 >

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ☐ 病気等の有無や状態 | ☐ 視機能、聴覚機能 |
| ☐ 生育歴 | ☐ 知的発達や身体発育の状態 |
| ☐ 基本的な生活習慣 | ☐ 興味・関心 |
| ☐ 人やものとのかかわり | ☐ 障害の理解に関すること |
| ☐ 心理的な安定の状態 | ☐ 学習上の配慮事項や学力 |
| ☐ コミュニケーションの状態 | ☐ 特別な施設・設備や補助用具の必要性 |
| ☐ 対人関係や社会性の発達 | ☐ 進路 |
| ☐ 身体機能 | ☐ 家庭や地域の環境 等 |

※児童生徒が困難なことのみに観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握する。

2 指導目標の設定

(1) 指導すべき課題相互の関連の検討

実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を複数の教師で検討し、中心的な課題を抽出する。その際、何に着眼して課題の焦点化を行うか、その視点を校内で共有することが必要である。

(2) 指導目標の設定と目標達成に必要な項目の選定

指導目標は、段階的に短期の目標が達成され、やがて長期の目標の達成につながるという展望のもと、長期的及び短期的な観点から設定することが大切である。また、児童生徒の障害の状態等は変化し得るものであるため、特に長期の目標については、将来の可能性を広い視野から見通して設定するとともに、その後の見通しを予測しながら適切に変更し得るよう、弾力的な対応が必要である。

ポイント解説

< 中心的な課題を抽出する意義 >

中心的な課題を抽出した理由を整理して指導の根拠を明確にし、指導担当者間や保護者と共有していくことで、自立活動の指導の妥当性や系統性を確保することができる。

中心的な課題の抽出においては、児童生徒のもう少しでできること（実現性）やその課題が改善されると他の課題の改善にもつながるもの（関連性）等に着目して整理することが大切である。（131 頁参照）

< 具体的な指導目標 >

- ・ 目標は、具体的に評価しやすいものにする。
- ・ 「児童生徒が、～できる。」というように、児童生徒にとっての行動目標とする。

3 具体的な指導内容の設定

(1) 主体的に取り組む指導内容

児童生徒が自分のなすべきことを意識し、努力の結果、課題が達成できたという成就感を味わうことができるよう、次のような点に配慮しながら指導内容を設定することが必要である。

- ・ 児童生徒にとって解決可能で、取り組みやすい指導内容にすること。
- ・ 児童生徒が興味・関心をもって取り組めるような指導内容にすること。
- ・ 児童生徒が、目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたということを実感できる指導内容にすること。

(2) 改善・克服の意欲を喚起する指導内容

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げる。その際は、単なる座学や抽象的な知識・理解だけでなく、実地的な経験等の具体的な学習活動を通して指導する。

(3) 発達が進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容

人間の発達は、諸側面が有機的に関連し合っていることを踏まえ、発達が進んでいる側面を更に促進させることによって、児童生徒の自信と活動や学習への意欲を喚起し、遅れている側面の伸長や改善に有効に作用することが少なくない。反対に、発達の遅れている側面や改善の必要な障害の状態のみに着目し、これを伸ばしたり、改善したりすることを目指して指導した場合、効果が現れるのに必要以上に時間を要したり、方法によっては児童生徒の活動への意欲を低下させ、劣等感をもたせたりすることも考えられる。

したがって、児童生徒の発達が進んでいる側面をさらに伸ばすことによって、発達の遅れている側面を補うことができるような指導内容を取り上げる。

(4) 自ら環境を整える指導内容

児童生徒が、活動しやすいよう自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げる。

(5) 自己選択・自己決定を促す指導内容

児童生徒が指導目標を自覚し、改善・克服するための方法等について、自ら選んだり、ものごとを決定して実行したりするような指導内容を取り上げる。

(6) 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

自立活動の学習が、将来の自立や社会参加にどのように結び付いていくのか、児童生徒が自らその関係を理解して学習に取り組むことができるような指導内容を取り上げる。

4 評価

児童生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努める。その際には、次のような点に配慮することが必要である。

- (1) 計画は、当初の仮説に基づいて立てた見通しであるため、学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図る。
- (2) 保護者には、学習状況や結果の評価について説明し、成長の様子を確認してもらうとともに、学習で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるよう協力を求める。
- (3) 児童生徒が、障害のある自分を受け止め、困難を改善・克服しようとする意欲をもてるようにするため、実態に応じて自己評価を取り入れる。

第3節 他領域・教科等との関連

【自解 P119】

自立活動の個別の指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導との密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにする。

第4節 指導方法の創意工夫

【自解 P120】

児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等は多様であるため、個々の児童生徒の実態に適合した方法を創意工夫することが必要である。

自立活動の指導に適用できると思われる方法や理論として、心理療法、感覚訓練、動作の

訓練、運動療法、理学療法、作業療法、言語治療等が想定される。これらの理論・方法は、それぞれの立場から問題の把握やその解決を追求しているものであり、自立活動の指導という観点から成り立っているものではない。そのため、実際の臨床において効果があると評価されていても、それをそのまま自立活動の指導に適用しようとすると、当然無理を生じる。

したがって、特定の指導に有効であると思われる理論や方法については、それを自立活動の指導に適合するように工夫して応用することが大切である。

第5節 自立活動を主とした指導

【自解 P122】

自立活動を主とした指導については、学習指導要領の総則において次のように示されている。

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにすることが必要である。

評価の際には、各教科等を自立活動に替えることとなった理由との関連に着目し、再度、各教科等の目標及び内容の取扱いについて検証することが大切である。

第6節 教師の協力体制

【自解 P123】

自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにする。専門的な知識や技能を有する教師とは、特別支援学校の教員の免許状や自立活動を担当する教員の免許状を所有する教師や様々な現職研修や自己研修等によって専門性を高めている教師等である。

複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に対応した専門的な知識や技能を有する教師を学校全体で活用できるようにする必要がある。また、必要に応じて他の特別支援学校との連携協力を図ることも考えられる。

第7節 専門の医師等との連携協力

【自解 P124】

児童生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにする。

専門家との連携において留意すべきことは、自立活動の指導は教師が責任をもって計画し実施するものであり、そのために、必要に応じて外部の専門家の助言や知見を活用するということである。

第8節 個別の教育支援計画等の活用

【自解 P125】

自立活動の個別の指導計画を作成していく際には、個別の教育支援計画等を活用し、本人、保護者、専門の医師やその他の専門家等と連携協力を図り、児童生徒の教育的なニーズや長期的な展望に立った指導、支援の方針や方向性等を整理して作成することが重要である。

また、卒業後、自立活動の指導の成果が進路先等での支援に生かされるようにするために、個別の教育支援計画等を十分活用して情報を引き継ぐことも必要である。

参考資料

1 個別的教育支援計画（例）

〇〇年度 個別的教育支援計画 〔支援機関一覧〕

〇〇年4月25日記入

ふりがな氏名(性)	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (〇)	生年月日	〇〇年〇月〇日	学校・学年	〇〇立〇〇〇〇学校 第〇学年
保護者氏名	〇〇 〇〇	住所	〒000-0000 〇〇市 〇〇町 〇〇番地	電話	000-000-0000

	就学前	小学校・小学部	中学校・中学部	高等学校・高等部	卒業後
支援窓口	〇〇市 健康課 障害福祉課 学校教育課	〇〇市 健康課 障害福祉課 学校教育課	〇〇市 健康課 障害福祉課 学校教育課	〇〇市 健康課 障害福祉課 生涯学習課	〇〇市 障害福祉課 生涯学習課
母子保健	1歳6ヶ月児健康診査 (〇〇市保健センター) 3歳児健康診査 (〇〇市保健センター) 5歳児(年中児)健康相談 (〇〇市保健センター)	経過観察や療育指導等が指摘された健康診査名等を記入			
医療福祉	〇〇病院(小児科) 担当: 〇〇〇〇 〇〇市子ども発達センター 発達相談: 〇〇〇〇 (〇歳～ 月1回) 児童発達支援事業 (〇〇〇〇) 療育手帳の申請 (〇〇市福祉事務所)	〇〇病院(小児科) 担当: 〇〇〇〇 放課後等デイサービス (〇〇〇〇) 療育手帳の再判定申請 (〇〇児童相談所)	〇〇病院(小児科) 担当: 〇〇〇〇 放課後等デイサービス (〇〇〇〇) 療育手帳の再判定申請 (〇〇児童相談所)	〇〇病院(小児科) 担当: 〇〇〇〇 放課後等デイサービス (〇〇〇〇) 療育手帳の再判定申請 (〇〇児童相談所)	〇〇病院(神経内科) 担当: 〇〇〇〇 障害基礎年金の給付 (20歳～) (国民年金課) 療育手帳の再判定申請 (リハビリテーションセンター)
教育・保育	〇〇幼稚園 担任3歳: 〇〇〇〇 4歳: 〇〇〇〇 5歳: 〇〇〇〇 〇〇特別支援学校 早期教育相談 (〇歳～ 月1回) 就学時健康診断 (〇〇小学校)	県立〇〇特別支援学校 担任 1年: 〇〇〇〇 2年: 〇〇〇〇 3年: 〇〇〇〇 4年: 〇〇〇〇 5年: 〇〇〇〇 6年: 〇〇〇〇	県立〇〇特別支援学校 担任 1年: 〇〇〇〇 2年: 〇〇〇〇 3年: 〇〇〇〇	県立〇〇特別支援学校 担任 1年: 〇〇〇〇 2年: 〇〇〇〇 3年: 〇〇〇〇	卒業後支援 高3担任: 〇〇〇〇 進路指導主事 : 〇〇〇〇 同窓会活動
家庭	新聞運び 父、母、弟、祖父	食事の配膳 新聞運び 父、母、弟、祖父	皿洗い 洗濯物たたみ 父、母、弟、祖父	皿洗い 風呂洗い 父、母、弟、祖父	皿洗い 部屋の掃除 父、母、弟、祖父
地域	〇〇の会レクリエーション コンビニエンスストア	PTA地域レクリエーション 〇〇の会宿泊体験 コンビニエンスストア	PTA地域レクリエーション 〇〇の会宿泊体験 コンビニエンスストア レンタルCD・DVD店	PTA地域レクリエーション 〇〇の会宿泊体験 コンビニエンスストア レンタルCD・DVD店	県障害者スポーツ協会 (NPO法人) コンビニエンスストア レンタルCD・DVD店
労働				産業現場等における実習 2年: 〇〇事業所 3年: 〇〇事業所 障害者就業・生活支援センター〇〇〇〇 担当: 〇〇〇〇 ハローワーク〇〇 担当: 〇〇〇〇	障害者就業・生活支援センター〇〇〇〇 担当: 〇〇〇〇 就労移行支援事業 〇〇事業所 担当: 〇〇〇〇

2 特別支援学校、特別支援学級、通常の学級(通級による指導)の対象となる障害の程度

	特別支援学校	特別支援学級	通常の学級	
			通級による指導	
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	左記に掲げる程度に達しないもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	〃
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの		〃
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱的状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱的の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
情緒障害者		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
注意欠陥多動性障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
根拠等	学校教育法施行令第22条の3	「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」 (平成25年10月4日付け25文科初第756号)		
	参考：「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」 (平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)			

3 自立活動における指導目標・指導内容設定シート

(1)「自立活動における指導目標・指導内容設定シート」について

以下に示すシートは、児童生徒の実態把握から指導目標、具体的な指導内容を設定する際に、手順ごとの要点を踏まえて考えていくためのシートの一例である。各学校の実情に応じて使いやすいよう、様式等は整えていくことが大切である。

自立活動における指導目標・指導内容設定シート（例）

学部・学年	学部	年	氏名	診断名
-------	----	---	----	-----

＜昨年度末の指導状況＞

指導目標	
指導内容	
評価	

1 実態把握

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
○うまくいっているところ(興味・関心、得意なこと等) ●つまづいている中でもうまくいっているところ(支援があればできる等)					
本人・保護者の願い					
3年後目指す姿					

2 中心的な課題の抽出とその理由

つまづきの背景要因					
中心的な課題					
理由					
					主な観点 ・系統性 ・必要性 ・実現性 ・関連性 ・適時性

3 指導目標の設定

長期目標	
短期目標	

4 目標達成のための必要な内容（項目）の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
☐ 生活リズムや生活習慣の形成 ☐ 病気の状態の理解と生活管理 ☐ 身体各部の状態の理解と養護 ☐ 障害の特性の理解と生活環境の調整 ☐ 健康状態の維持・改善	☐ 情緒の安定 ☐ 状況の理解と変化への対応 ☐ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	☐ 他者とのかかわりの基礎 ☐ 他者の意図や感情の理解 ☐ 自己の理解と行動の調整 ☐ 集団への参加の基礎	☐ 保有する感覚の活用 ☐ 感覚や認知の特性についての理解と対応 ☐ 感覚の補助及び代行手段の活用 ☐ 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 ☐ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	☐ 姿勢と運動・動作の基本的技能 ☐ 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ☐ 日常生活に必要な基本動作 ☐ 身体の移動能力 ☐ 作業に必要な動作と円滑な遂行	☐ コミュニケーションの基礎的能力 ☐ 言語の受容と表出 ☐ 言語の形成と活用 ☐ コミュニケーション手段の選択と活用 ☐ 状況に応じたコミュニケーション

5 具体的な指導内容の設定

指導場面				重視した配慮点	☐ 主体的 ☐ 意欲の喚起 ☐ 進んだ側面 ☐ 環境調整 ☐ 自己選択・自己決定 ☐ 学習の意味
指導内容 と手立て					

(2) 各手順の要点や記入の仕方

学部・学年	学部	年
<昨年度末の指導状況>		
指導目標		
指導内容		
評価		

・指導の継続性や系統性を踏まえるため、前年度一年間の目標の達成状況を記入する。

・うまくいっているところ（既にできていること、興味・関心、得意なこと）
 ・●つまづいている中でもうまくいっているところ（もう少しでできること、支援があればできること）
 ・6区分で児童生徒の全体像を捉えることを意識して、実態の各文末には、該当する区分を記入する。
 ※児童生徒のうまくいっているところやつまづいている中でもうまくいっているところを、指導目標や指導内容を設定する際の手掛かりとする。

・本人や保護者の願いやなりたい姿、切実に困っていることなど聞き取り記入する。
 ・児童生徒の現在の姿から、3年後の生活を踏まえて目指す姿を考え記入する。
 ※中心的な課題を抽出する際や指導目標を設定する際の手掛かりとする。

1 実態把握

健康の保持	心理
〇うまくいっているところ	
本人・保護者の願い	
3年後目指す姿	

2 中心的な課題の抽出とその理由

つまづきの背景要因		
中心的な課題		
理由	主な観点	・系統性 ・必要性 ・実現性 ・関連性 ・適時性

・様々なつまづきや困難な姿に共通する背景要因を検討し記入する。
 ・主な観点を踏まえ、中心的な課題を抽出し、その理由を記入する。

・昨年度までの指導状況や現在の姿から指導の系統性を踏まえたか。（系統性）
 ・本人や保護者の願い、なりたい姿、切実に困っていることを踏まえたか。（必要性）
 ・もう少しでできることか。（実現性）
 ・つまづきの背景にある共通の要因や他の課題の改善につながるものか。（関連性）
 ・数年後の目指す姿を踏まえ、今、育みたい力か。（適時性）

3 指導目標の設定

長期目標	
短期目標	

長期目標

- ・短期目標を段階的に達成した先に予想される1年後に目指す姿を設定する。
- ・適宜見直し、適切に変更するなど弾力的に対応する。

短期目標

- ・「〇〇の場面で、〇〇を使い、〇〇できる」など具体的に設定する。
- ・1学期間程度で達成可能な目標とする。

4 目標達成のための必要項目の選定と指導内容の設定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
☐ 生活リズムや生活習慣の形成 ☐ 病気の状態の理解と生活管理 ☐ 身体各部の状態の理解と養護 ☐ 障害の特性の理解と生活環境の調整 ☐ 健康状態の維持・改善	☐ 情緒の安定 ☐ 状況の理解と変化への対応 ☐ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	☐ 他者とのかかわりの基礎 ☐ 他者の意図や感情の理解 ☐ 集団への基礎	☐ 保有する感覚の活用 ☐ 感覚や認知の特	☐ 姿勢と運動・動作の基本的技能 ☐ 姿勢保持と運動・	☐ コミュニケーションの基礎的能力 ☐ 作業に必要な動作と円滑な遂行 ☐ ユニケーション手段の選択と活用 ☐ 状況に応じたコミュニケーション

・目標達成のために必要な項目を選定し項目にチェック（☑）を入れる。それらを関連付けて具体的な指導内容を設定する。

・教育活動全体の中で、自立活動の時間や各教科等を含めた指導などから、具体的な指導場面を設定し記入する。

5 具体的な指導内容の設定

指導場面	重視し 配慮点	☐ 主体的 ☐ 意欲の喚起 ☐ 進んだ側面 ☐ 環境調整 ☐ 自己選択・自己決定 ☐ 学習の意味
------	------------	---

・次の点に配慮し指導内容を設定する。重視した配慮点にチェック（☑）を入れる。

- 主体的：興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わい、自己を肯定的に捉えられる
- 意欲の喚起：改善・克服しようとする意欲を高める
- 進んだ側面：発達の進んでいる側面をさらに伸ばす
- 環境調整：自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲に支援を求めたりできる
- 自己選択・自己決定：自ら選んだり、ものごとを決定して実行したりする機会を設ける
- 学習の意味：学習の意味が将来の自立や社会参加との関係で分かる

(3) 記入例 知的障害のあるA児（小学部2学年）の場合

学部・学年	小学部2年	児童生徒氏名	Aさん	診断名	知的障害
-------	-------	--------	-----	-----	------

<昨年度末の指導状況>

指導目標	・身近な担任に自分の思いを伝えようとする事ができる。
指導内容	・担任が一对一で好きなメロディ絵本の楽しさを共有しながら、Aさんの表出に応じる。
評価	・メロディ絵本の歌が流れると、担任に視線を向けて拍手する様子が見られた。

1 実態把握

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
○うまくいっているところ(興味・関心、得意なこと等)●つまづいている中でもうまくいっているところ(支援があればできる等) ○担任と「一本橋こちょこちょ」などの手遊びをするときは、担任の手を取り「もっとやりたい」という気持ちを伝える様子が見られるようになってきた。(人、コ) ○担任に名前を呼ばれると側まで来たり、手を挙げて「あー」と応じたりすることができる。(人、コ) ○メロディ絵本など、ボタンを押すと音が出ることが分かり、人差し指でボタンを押して音を流し、聴いて楽しむことができる。(環、身) ●自分から教師や友達とかかわろうとすることは少ないが、担任の誘いを受けて遊ぶ中では笑顔になることがある。(人、コ) ●教室に掛けてある自分のタオルが取れないなど困ったときには、眉をしかめて動きが止まってしまうことが多いが、しくしく泣きながら担任に一瞬視線を向けるようになってきた。(心、人、コ)					
本人・保護者の願い	・もっと、先生に気持ちを伝え、安心して生活したい。				
3年後の目指す姿	・自分から同じ学年の教師や友達へ働き掛け、いきいきと学校生活を送ることができている。				

2 中心的な課題の抽出とその理由

つまづきの背景要因	・自分の思いが十分に伝えられないために、人とかかわることに消極的になっているのではないか。				
中心的な課題	・Aさんが周囲の人に自ら思いを伝えることができる。				
理由	・小学部低学年であり、学校が安心できる場となるよう、身近な他者との基本的な信頼関係を形成することが大切な時期である。 ・担任の手を取ったり、担任に一瞬視線を向けたりするなど、してほしいことを伝えることができつつある。 ・自分の思いを伝えることができる人がいることで、その人を抛り所として、周囲の人とのかかわりが増えたり、意欲的に活動に参加したりすることができるようになると思われる。				主な観点 ・系統性 ・必要性 ・適時性 ・実現性 ・関連性

3 指導目標の設定

長期目標	・身近な教師に自ら思いを伝えることができる。
短期目標	・担任と好きな遊びを共有する中で、発声や身振りで自ら思いを伝えることができる。

4 目標達成のために必要な内容（項目）の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
☐ 生活リズムや生活習慣の形成 ☐ 病気の状態の理解と生活管理 ☐ 身体各部の状態の理解と養護 ☐ 障害の特性の理解と生活環境の調整 ☐ 健康状態の維持・改善	☒ 情緒の安定 ☐ 状況の理解と変化への対応 ☐ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	☒ 他者とかかわりの基礎 ☐ 他者の意図や感情の理解 ☐ 自己の理解と行動の調整 ☐ 集団への参加の基礎	☒ 保有する感覚の活用 ☐ 感覚や認知の特性についての理解と対応 ☐ 感覚の補助及び代行手段の活用 ☐ 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 ☐ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	☒ 姿勢と運動・動作の基本的技能 ☐ 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 ☐ 日常生活に必要な基本動作 ☐ 身体移動能力 ☐ 作業に必要な動作と円滑な遂行	☒ コミュニケーションの基礎的能力 ☐ 言語の受容と表出 ☐ 言語の形成と活用 ☐ コミュニケーション手段の選択と活用 ☐ 状況に応じたコミュニケーション

5 具体的な指導内容の設定

指導場面	自立活動の時間				
指導内容と手立て	・Aさんが拍手をしたら、「楽しいね。」と伝え、教師も一緒に拍手をして楽しい気持ちを共有する。 ・Aさんがやりたい手遊びを身振りで表出する際の見本となるよう、「一本橋こちょこちょ」のときは担任が人差し指を手のひらに置き「一本橋、やろうね。」と言ったり、「ひげじいさん」のときは両手を握って上下で合わせ「とんとん、やろうね。」と言ったりしてから始める。 ・Aさんが担任の手を取ってきたときには、Aさんと手のひらを合わせて「もう1回、やろうね。」と応じ、「一本橋、やる？」や「とんとん、やる？」と身振りを使いながら尋ね、Aさんの表出を待つ。				重視した配慮点 ☒主体的 ☒意欲の喚起 ☒進んだ側面 ☐環境調整 ☒自己選択・自己決定 ☐学習の意味

特別支援学校教育課程編成の手引〔小学部・中学部〕作成委員

所 属	職 名	氏 名	備 考
県 立 盲 学 校	教 諭	木 村 千 春	
県 立 聾 学 校	教 諭	平 野 容 子	
県立のぞわ特別支援学校	主幹教諭	石 井 亮	副委員長
県立富屋特別支援学校鹿沼分校	教 諭	川中子 靖 代	
県立岡本特別支援学校	教 頭	谷 口 照 子	委員長
県立国分寺特別支援学校	教 諭	吉 田 尚 子	
県立那須特別支援学校	教 諭	鶴 田 奈 美	
県立南那須特別支援学校	教 諭	菅 原 美 紀	
総 合 教 育 セ ン タ ー	指導主事	人 首 健 一	
総 合 教 育 セ ン タ ー	指導主事	絵 面 悦 子	

本手引の作成は、栃木県教育委員会事務局特別支援教育室 指導主事 田辺さや佳が担当した。
 なお、編集に当たり、栃木県教育委員会事務局から、次の者が参加した。

特別支援教育室	室長補佐（総括）	山中由美子
同	副 主 幹	玉田 敦子
同	副 主 幹	藤本 勝
同	係 長	海老沢 豊
同	副 主 幹	矢野 勝昭
同	副 主 幹	青柳 晋作
同	指導主事	岩崎 実香
同	指導主事	赤堀 雅史

特別支援学校教育課程編成の手引
 〔小学部・中学部〕

平成 31(2019)年 3 月
 栃木県教育委員会

〇〇年度 個別の教育支援計画
〔指導計画〕

〇〇年4月25日記入

ふりがな 氏 名		〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇		性 別	〇	学 級	1年〇組		記入者名 (所属)	〇〇 〇〇 (担任)	
診 断 名 等		診断名：知的障害、自閉症 〇〇年〇〇月〇〇日診断 医療機関名：〇〇病院						服薬	有 (無) 〇〇〇〇〇〇		
検 査 結 果 等		検査名	遠城寺式・乳幼児分析の発達検査								
		検査結果	移動運動0.0～0.0 手の運動0.0～0.0 基本的習慣0.0～0.0 対人関係0.0～0.0 発語0.0～0.0 言語理解0.0～0.0								
		実施期日	〇〇年〇〇月〇〇日								
		実施機関	〇〇市教育センター								
障害者 手 帳	身体	有 (無)	級 (年 月 日 交付)								
	障害程度										
	療育	(有) 無	A 1	(A 2)	B 1	B 2	(〇〇年〇〇月〇〇日 (交付)・再判定)				
	精神	有 (無)	級 (年 月 日 交付)								
家 庭 状 況		・父、母、本人、弟（年少児）、祖父の5人家族。 ・休日は、子ども向け番組の「〇〇」を視聴することを好む。									
本 人 及 び 保 護 者 の 願 い		[本人] ・車が好きなので、ミニカーを使った活動がしたい。 ・テレビ番組の「〇〇体操」がしたい。 [保護者] ・周りの人と、簡単なやりとりができるようになってほしい。									
健 康 上 の 配 慮 等		・てんかん発作による転倒の危険があるので、移動時はヘッドギアを着用する。									
生 活 の 様 子	学 習 面	うまくいっている状況				つまづいている中でもうまくいっている状況					
	生活面	・日常生活における簡単な声かけを理解することができる。 ・リンゴの模型を見て、リンゴの絵カードを選ぶなど、具体物と同じ絵カードが分かる。 ・工作が好きで、粘土で丸や四角を作ることができる。				・絵本の読み聞かせの場面では、離席してしまうことが多いが、絵本の内容をペープサートや身振りで伝えることで、関心を持って聞けることができる。 ・食事は偏食があるが、牛乳と白米は好きである。無理に食べさせず、本児の意思を確認することで、落ち着いて食べるができる。 ・初めての活動や場所が苦手だが、事前に写真などを見せ、見通しが持てるようにすることで、落ち着いて参加できる。 ・集団の中では、不安で動けなくなることがあるが、担任がそばにいと参加することができる。					

目 標	・担任や学級の友達へ自らの思いを伝えようすることができる。
評 価	

(1 学期)			
教科等	指導目標	指導の手立て	評価
生活	・担任や友達と同じ場所で遊ぶことができる。	・友達が遊んでいる様子を見ている時間も、参加の一部と捉え待つ。本児のやりたいというしぐさが出たときを見逃さず、一緒にやる？と提案する。	
国語	・絵本の読み聞かせに関心を持つ。	・車の絵本の読み聞かせを行う際、本児に車のペープサートを持って走る役をお願いするなどし、車の絵本の話聞く楽しさを味わう。	
算数	・同じ絵カードと絵カードを選ぶことができる。	・透明シートに描いた絵と、正解の絵カードをぴったり重ねることで、正解が分かるようにする。	
音楽	・音楽を聞いて、体を動かすことができる。	・大好きな手遊びやバスの歌に合わせて、担任と一緒に体を動かすことができる。	
図画工作	・粘土を使って簡単な形を作ることができる。	・粘土の感触を味わいながら、円や四角の形にし、好きな車を作ることができる。	
体育	・担任と一緒に走ることができる。	・道路や信号、横断歩道などの環境を作り、その中を車のまねをして、担任と走ることができる。	
特別活動	・担任と一緒に運動会に参加できる。	・本児の好きなテレビ番組の「〇〇体操」を取り入れ、担任と集団での活動に参加できるようにする。	
自立活動	・担任に視線を向け、思いを伝えようとする。	・本児が「あか」と言ったら、担任が消防車のミニカーを渡すなど、本児の好きなミニカーを使って、伝えようとする意欲を育てる。	

合理的配慮	教育内容・方法	・本児の好きな車を学習に取り入れ、主体的に取り組めるようにする。 ・初めての活動や場所を経験する際には、事前に写真カードを使い、見通しが持てるように話をする。
	支援体制	・てんかん発作が起きたときの対応を共通理解しておく。
	施設・設備	・特になし

支援機関一覧及び指導計画の記載内容について承諾しました。 〇〇年5月10日 保護者名 (〇〇 〇〇)
